

⑥ | 取り組みの周知度

ここでは、男女共同参画に関連する法律や本学の取り組みについての周知度を、性別・職種別・またキャンパス別に結果をまとめる。

法律や本学の取り組みの周知度

Q12では男女共同参画に関連する法律や、山形大学の取り組みについての周知度を「知っている」と「知らない」の2件法で質問している（詳しい数値は巻末資料2参照）。

その結果、図77のように、国全体の取り組みや法律であるA「男女共同参画社会という言葉」、B「男女共同参画社会基本法」、C「男女雇用機会均等法第8条」は、比較的周知度が高い。特に、A「男女共同参画社会という言葉」については、1,499人中1,407人が知っていると答えており、周知度は93.9%となっている。「山形ワークライフバランス・イノベーション」事業の達成目標（ミッションステートメント）の一つ、平成23年度までに「男女共同参画社会」という言葉の周知度を60%とすることが達成されたことが分かる。

山形大学の取り組みでは、E「推進室の設置」と、D「学長による推進宣言」、J「シンポジウムの開催」H「託児サポーター制度」、F「山形大学男女共同参画基本計画」などで比較的周知度が高い。

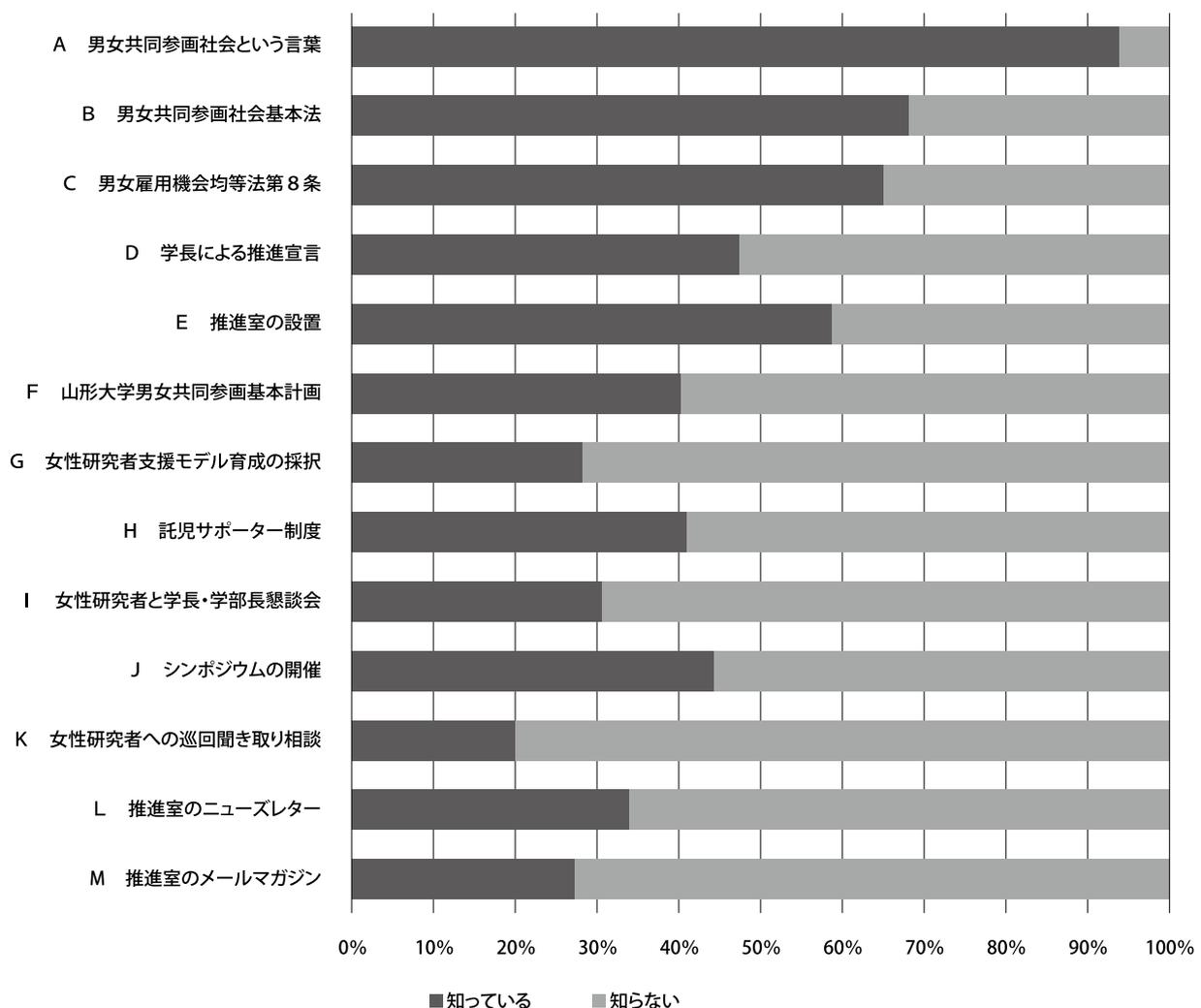


図77 法律や本学の取り組みの周知度

職種・性別ごとの周知度の違い

Q12について、職種別と性別にまとめたのが、図78である（スペースの都合上、特徴のある一部のみを図示する）。

全体的に周知度の高いA「男女共同参画社会という言葉」では、どの職種・性別においてもまんべんなく周知度は高い。また、B「男女共同参画社会基本法」やC「男女雇用機会均等法第8条」でも、Aよりは低いが、まんべんなく周知度が高い。本学の取り組みでは、主に職種によって周知度が異なる。例えば、E「推進室の設置」、F「山形大学男女共同参画基本計画」、H「託児サポーター制度」などは、大学教員、職員、医療系、大学院生の順に周知度が高い。大学院生や医療系では、2つの職種よりも、年度ごとの人の入れ替わりが激しく、本学の取り組みについては、年度ごと、または2～3年ごとに周知する必要があるだろう。また、女性研究者（教員と博士課程以上の大学院生）のみが対象であるK「女性研究者への巡回聞き取り相談」では、対象となっている大学教員の女性のみで周知度が非常に高い。

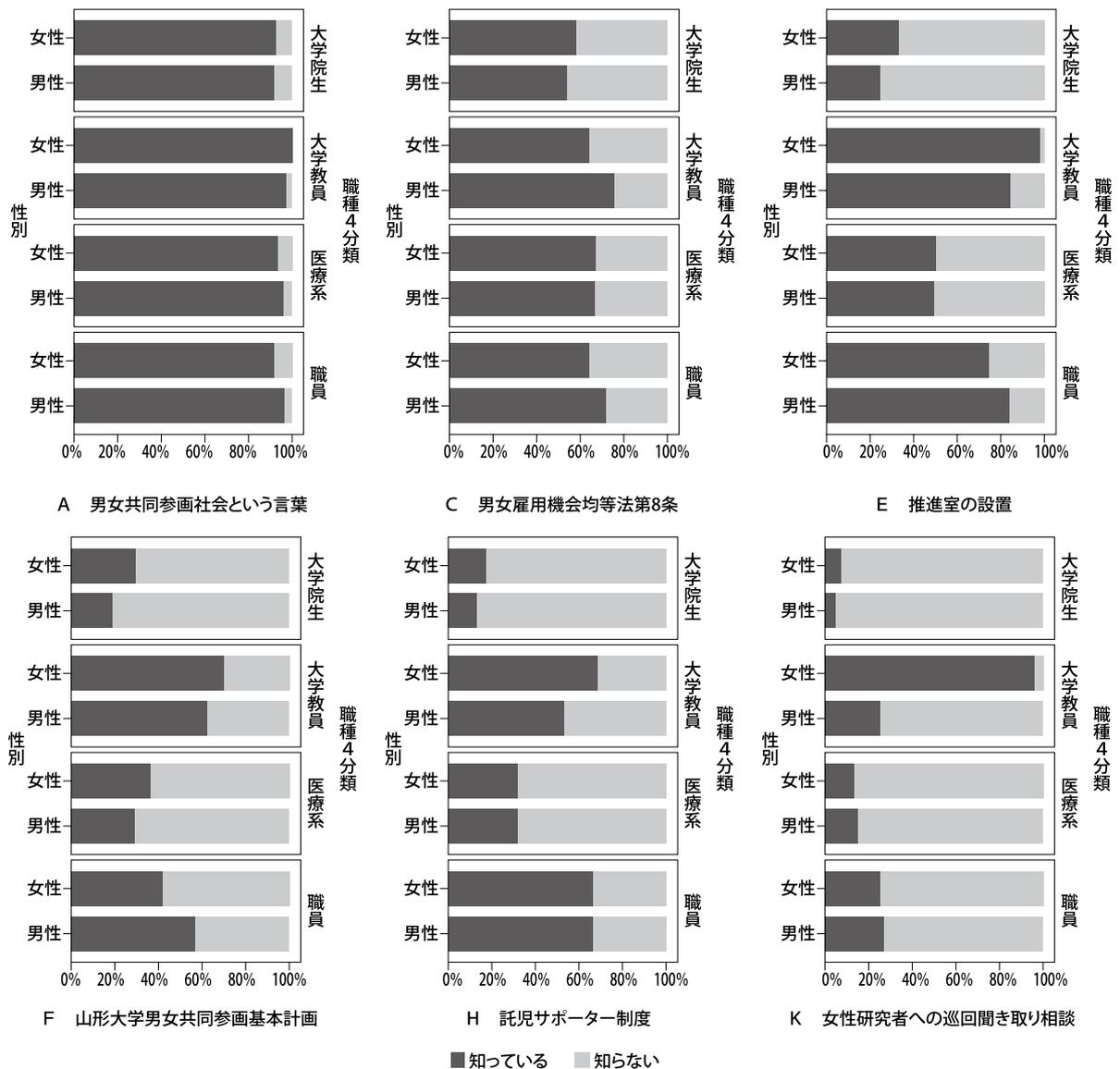


図78 法律や本学の取り組みの周知度（職種・性別）

キャンパス毎の周知度の違い

キャンパス毎の男女共同参画推進室の周知度をまとめたのが、図79である（第2回、第3回との比較のため大学院生を除いている）。第2回の結果（山形大学男女共同参画推進室2010：42）と第3回の結果（山形大学男女共同参画推進室2011：66）では、キャンパス毎に差が見られた。具体的には、小白川、鶴岡、米沢、松波、飯田の順で周知度が高かったが、今回も同様の傾向が見られる。ただし、第3回と比較すると、もともと周知度の高い小白川（92.4%から92.2%）以外の他キャンパスでも、周知度が上がっていることが確認できる。具体的には、鶴岡（80.3%から88.9%）、米沢（69.9%から81.5%）、松波（64.5%から78.1%）、飯田（47.5%から58.6%）となっており、学内の定着が見られる。

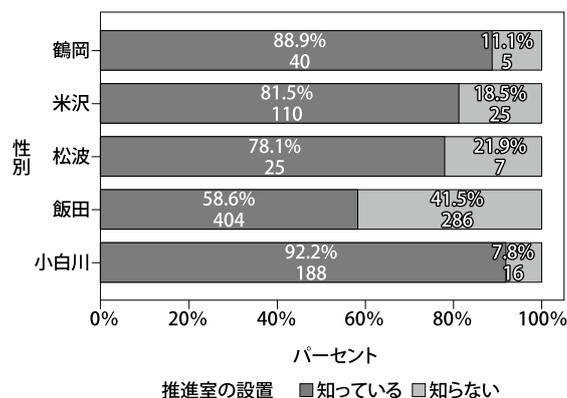


図79 男女共同参画推進室の周知度
(キャンパス別・大学院生を除く)